

「三重県木材CO2固定量認証制度」実施要領

(目的)

第1条 この要領は、企業、団体、県民等による三重県産材を使用した製品等の利用を拡大することによって、森林の育成、伐採等の「緑の循環」が行われることにより、林業の振興、環境の保全、地球温暖化の防止等につなげることを目的とする「三重県木材CO2固定量認証制度」の実施にあたり必要な事項を定める。

(認証の対象)

第2条 認証の対象は、県産材を使用した住宅、事業所・店舗、公共施設等の内外装や付属する備品及び家具などの木材製品等とする。

2 認証の対象となる県産材は、「三重の木」認証材、「あかね材」認証材、合法証明が行われた木材など出荷元等により、県産材であることの証明が行われた木材とする。

(認証の申請)

第3条 認証を受けようとする者は、認証申請書(様式第1-1号、第1-2号、第1-3号)にそれぞれ定める必要書類を添えて知事に申請を行うものとする。

2 前項の申請を行うことができる者は、県産材を使用した住宅、事業所・店舗、の内外装や付属する備品及び家具などの木材製品等の購入・発注者とする。

3 認証の種類は、個人認証、企業・団体認証とし、ひとつの認証対象に対していずれかの申請のみを行うものとする。

(木材CO2固定量の認証)

第4条 知事は木材CO2固定量認証の申請があった時には、第2条の適否について審査を行う。

2 知事は、審査の結果、第2条の条件に適合していると認められる木材製品に対して、申請書類に記載された県産材使用量に基づき算定した木材CO2固定量を認証する。

3 知事は、認証した木材CO2固定量を様式第2号により申請者に通知する。

4 知事は、認証の申請受理を初めとした当該認証に係る審査事務について、適当と認められる機関・団体等に対し業務を委託することができる。

(木材CO2固定量認定証等の発行)

第5条 知事は、第3条の申請が適正と認められる場合、第4条第3項の通知と併せて様式第4号により、申請者が企業・団体等の場合は三重県木材CO2固定量認定証を、個人の場合は三重県木材CO2固定量認定カードを交付する。

2 第4条による認証を受けた者は、交付された認定証及び認定カードを第三者に譲渡してはならない。

(認証に係る表示)

第6条 第4条による認証を受けた者は、認証の対象となった住宅、事業所・店舗、公共施設等の内外装や付属する備品及び家具などの木材製品等に、次に掲げる表示を行うことができる。

- 一 知事が認証した木材CO2固定量
- 二 知事が別に定める木材CO2固定量認証マーク

(公表)

第7条 知事は、認証制度及び認証に係る状況等について三重県のホームページ等で公表するものとする。

(誤認表示の禁止)

第8条 認証の対象となった住宅、事業所・店舗の内外装や付属する備品及び家具などの木材製品等以外のものに、第6条に定める表示又はこれと誤認されるおそれのある表示を行ってはならない。

(変更の届出)

第9条 認証を受けた者は、認証事項に変更があったときは、変更のあった日から30日以内に別紙様式第3号によりその旨を届け出なければならない。この場合には、交付済みの認定証、認定カードは返還するものとする。

2 前項の届出内容において認証対象の県産材使用量に変更があった時は、あらためて木材CO2固定量の算定を行い、認証の内容を変更する。

3 知事は、変更の認証を行った木材CO2固定量を様式第2号により届出者に通知する。

4 前項の通知を受けた者は、その結果をもとに木材CO2固定量に係る表示等を変更しなければならない。

(認証の効力の失効)

第10条 次のいずれかに該当したときは、認証の効力は失効するものとする。この場合には、交付済みの認定証、認定カードは返還するものとする。

一 認証を受けた日から10年を経過したとき。ただし、再申請を行うことを妨げない。

二 廃棄等により認証の対象が第2条の規定に適合しなくなったとき。

三 認証の申請事項に変更があったにもかかわらず、認証を受けた者が第9条の規定による届出をしなかったとき。

四 認証を受けた者又はそれを譲り受けた者が三重県木材CO2固定量認定証及び三重県木材CO2固定量認定カードを不正に使用し、他に損害等を与えたとき。

2 認証の効力が失効した認証の対象については、第6条に規定する表示を行うことができない。

3 第1項の四に該当する者については、その氏名等を公表することができるものとする。

(認証を受けた者の責務)

第11条 認証を受けた者は、当該認証の対象等について問題が生じたときは、自らの責任においてその処理を行わなければならない。

(所掌)

第12条 この要領に関する事務は、三重県農林水産部森林・林業経営課において所掌する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この制度の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要領は平成22年3月1日より適用する。

この要領は平成24年4月16日より適用する。

この要領は令和2年10月30日より適用する。